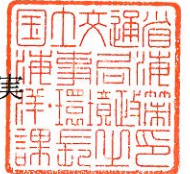




国海環第67号
平成26年10月9日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅実



船舶バラスト水規制管理条約を国内的に担保するための海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正及び制定について（通知）

船舶バラスト水規制管理条約を国内的に担保するための海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月18日に下記のとおり公布されております。また、これに伴い、関係政令の一部を改正する政令等が平成26年9月3日に公布されるとともに、関係省令の一部を改正する省令等が本日公布されておりますので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第298号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第299号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第81号）
- 有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令（平成26年国土交通省・環境省令第2号）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 概要

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（仮称）の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の所要の措置を講ずる。

1. 骨子

(1) 定義の改正

水中の生物を含む水バラストであって、海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものを「有害水バラスト」として定義することとする。（第3条関係）

（※水バラスト：貨物を積載していない状態等において船舶を安定させるために積載する水（海水等））

(2) 有害水バラストの排出の規制

① 船舶からの有害水バラストの排出を禁止することとする。

② 日本の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶からの排出等については、①の適用除外とすることとする。

③ 船舶所有者等に対して以下の事項を義務付けることとする。

ア 有害水バラスト処理設備の船舶への設置

イ 有害水バラスト排出防止措置手引書の作成及び備置き

ウ 有害水バラスト排出防止管理者の選任

④ 船長に対して、水バラスト記録簿の備付けを義務付けることとする。

⑤ 船舶検査の対象として、③アの有害水バラスト処理設備及び③イの有害水バラスト排出防止措置手引書を追加することとする。（第19条の36関係）

(3) 国土交通大臣は、施行日前に（2）⑤の船舶検査に相当する検査を行えることとする。（附則関係）

(4) 施行日前に建造した船舶に対する所要の経過措置を設けることとする。（附則関係）

2. 留意事項

(1) 閣議決定日

平成26年2月28日

(2) 施行日

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約が日本国について効力を生ずる日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の 一部を改正する政令について

平成26年10月
国土交通省総合政策局
海 事 局

1. 背景

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第73号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）について所要の改正を行う。

また、平成20年10月、国際海事機関（IMO）においてマルポール条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択され、船舶に使用する燃料油の硫黄分濃度の基準が改正されたことに伴い、同令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

【船舶バラスト水規制管理条約関係】

- ① 改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「新法」という。）第3条第6号の2の政令で定める有害水バラストの要件を、水バラストに含まれる水中の生物（10マイクロメートル以上の生物及び細菌）の数が一定以上であることと規定する。
- ② 新法第17条第2項第2号の政令で定める排出禁止の適用除外となる有害となるおそれがない有害水バラストの排出の基準を、公海において積み込まれた有害水バラストの排出を公海において行うこと等と規定する。
- ③ 新法第17条第2項第4号の政令で定める排出禁止の適用除外となる二以上の締約国の合意に基づく有害水バラストの排出の要件を、締約国間において有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積み込みを行う区域等の事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることと規定する。
- ④ 改正法附則第2条第1項の政令で定める特定水バラスト交換の水域を、全ての国の領海の基線からその外側50海里以遠であって水深200メートル以上の水域等と規定する。
- ⑤ 改正法附則第2条第1項の政令で定める特定水バラスト交換の要件を、船舶に積み込まれている水バラストの大部分を④の水域において特定水バラスト交換を行う際の有害水バラスト排出及び当該特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であること等と規定する。
- ⑥ 改正法附則第2条第1項の政令で定める有害水バラストの排出猶予期限（有害水バラスト処理設備の設置期限）となる日を、船舶の建造日及び水バラストタンク容量の区分に応じ、それぞれ規定する。

【マルポール条約関係】

法第19条の21第1項の政令で定める基準について、バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を1%以下から0.1%以下に改める。

3. スケジュール

閣 議：平成26年8月29日

公 布：平成26年9月3日

施 行：

船舶バラスト水規制管理条約関係：原則として改正法の施行日（条約発効日）

マルポール条約関係：平成27年1月1日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令について

平成26年10月
国土交通省総合政策局
海 事 局

1. 背景

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第73号。以下「改正法」という。）が施行されると、有害水バラスト排出規制の対象船舶の船舶所有者は海洋汚染等防止証書等を船舶内に備え置かなければならない。

しかしながら、有害水バラスト処理設備（以下「処理設備」という。）の確認又は型式指定、処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下「手引書」という。）の検査には時間を要するため、施行日前においても、事前に処理設備についての相当確認又は相当指定、処理設備及び手引書についての相当検査を実施する必要がある。よって、これらについて改正法附則第1条第2号に規定する「施行日前の政令で定める日」から行うことができることとしている。

同号の「施行日前の政令で定める日」を定めるため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を制定することとする。

2. 概要

改正法附則第1条第2号に規定する「施行日前の政令で定める日」を平成27年1月1日とする。

3. スケジュール

閣 議：平成26年8月29日

公 布：平成26年9月3日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令及び有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令について

1. 改正及び制定の経緯

外航船舶からの有害なバラスト水の排出による生態系破壊等を防止するため、平成16年2月に、国際海事機関において「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」が採択され、我が国においても、同条約を国内法に担保すべく、先の国会（第186回国会）において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号。以下「改正法」という。）が成立したところである。

当該改正法の施行に伴い、関係省令において所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」（昭和46年運輸省令第38号）

- (1) 有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る適用関係を追加する。
- (2) 有害水バラスト汚染防止管理者の適用関係及び選任基準を追加する。
- (3) 水バラスト記録簿の適用関係及び記載事項を追加する。

○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」（昭和58年運輸省令第38号）

有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る技術基準を追加する。

○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」（昭和58年運輸省令第39号）

- (1) 有害水バラスト処理設備の型式指定に係る申請、型式指定の方法及び有害水バラスト処理設備証明書の様式を追加する。
- (2) 有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を船舶検査の対象に追加する。

○「有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令」（国土交通省令・環境省令）

有害水バラストに含まれる細菌の種類及びそれらの種類に応じた数の基準を制定する。

○ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成26年10月9日

施 行：改正法の施行の日から施行する。

ただし、一部については平成27年1月1日から施行する。